

競技者注意事項

本大会は2019年度 公益財団法人日本陸上競技連盟競技規則及び駅伝競走規準、並びに本大会規定により実施する。

1 競技者区間登録について

- (1) 各区間の競技者登録は、チーム受付時10月3日（11時00分～12時00分）に所定のオーダー用紙で届けること。
- (2) オーダー用紙提出後の競技者の変更は認めない。ただし、不慮の事故等により変更せざるを得ない場合は、大会当日10月4日の朝7時15分から7時30分までに大会総務（グリーンスタジアム正面玄関前）に申し出ること。審判長の了解の上、認めることがある。（医師の診断書を添付することを原則とし、尚、本人の同行を求めることがある。）

2 ナンバーカードについて

競技者は胸と背に大会本部が配付したナンバーカードをはっきり見えるようにつけなければならない。

3 第1走者の並び方について

- (1) 第1区走者の出発時の並び方は、チーム受付順に予備抽選をし、監督会議終了後に女子・男子の順で本抽選を行い決定する。
- (2) スタートは2列とし、走る方向に向かって右から左へ抽選番号順に並ぶ。（1列目17チーム・2列目16チーム）

4 競技について

- (1) 競技者はいかなる場合でも、園路コース右側を走らなければならない。折り返し点においては走路員の指示に従うこと。
- (2) たすきは、常に肩にかけて走らなければならない。渡されたタスキを肩にかけていない競技者は失格とする。中継所でのたすき受け渡しは、中継線から進行方向20m以内で、手渡しで行う。（投げたりしてはいけない。）
- (3) 競技中に審判長、審判員から競技中止を命じられた競技者は、ただちに競技を中止しなければならない。
- (4) 競技者が途中で競技を続行することができない状態になったとき、または競技を中止させられた場合は、当該チームのその区間の競技を無効とする。ただし、そのチームは審判長の指示に従い、次区間走者から再び競技を続行することができる。この場合、そのチームの全体の記録と成績は認められないが、無効となった区間以外の各区間の記録は認められる。再スタートは最終チームの走者と同時スタートとする。なお、最終チームの走者がスタートしている場合には、審判長の指示による。
- (5) 走者はいかなる理由があっても、伴走や移動応援、飲食物の補給、その他の援助は受けられない。
- (6) 大会開催中の関係車両は次の通りで、前後部に表示布を掲げる。その他の車両での応援は移動応援とみなす。（先導車・終末車）
- (7) 引き継ぎについては、所定のタスキを用いる。（大会事務局から配付されたタスキを用いること。）
- (8) 中継所においてタスキ渡しを終えた競技者は、速やかに走路外へ出ること。

5 競技者招集について

競技者招集は、グリーンスタジアム2階3墨側スタンド入口用階段（G・F入口）付近に設ける。選手は各区間の通過予定時刻の15分前（1区は20分前）までに集合し、最終点呼を受けること。必ず競技者本人が競技服装で点呼を受け、胸と背にナンバーカードをはっきりと見えるようにつけた状態で確認を受けること。

◎選手点呼時間

女子 10:00 スタート

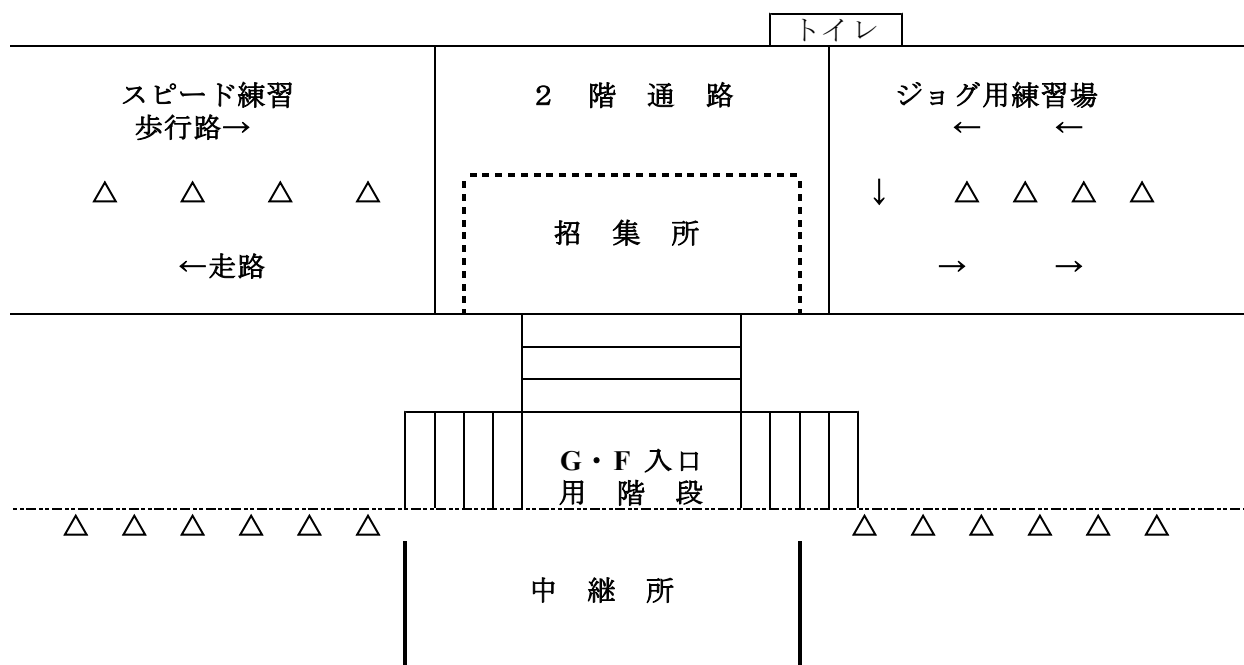
男子 11:30 スタート

女 子			男 子		
区間	点呼時間	先頭通過予定時刻	区間	点呼時間	先頭通過予定時刻
第1区	9:25 ~ 9:40	10:00	第1区	10:55 ~ 11:10	11:30
第2区	9:40 ~ 9:55	10:10	第2区	11:09 ~ 11:24	11:39
第3区	9:47 ~ 10:02	10:17	第3区	11:18 ~ 11:33	11:48
第4区	9:54 ~ 10:09	10:24	第4区	11:27 ~ 11:42	11:57
第5区	10:01 ~ 10:16	10:31	第5区	11:36 ~ 11:51	12:06
—	—	—	第6区	11:45 ~ 12:00	12:15

点呼完了後は、選手係の指示に従うこと。選手は、選手係に誘導されて、中継所まで移動すること。

◎招集所・ウォーミングアップ場の使用区分

※安全確保、および招集所の効率化のために厳守すること。



6 競技者招集の方法について

- (1) 2階通路の招集完了後、1階通路にて待機する。1階通路には自分の荷物を持って移動し、指定された場所に荷物を置き競技役員の手指示に従う。招集所及び1階通路には選手以外は入れない。
- (2) 走り終えた選手は、自分の荷物を持って、1階通路を通過して速やかに各学校待機場所に戻る。
- (3) 2階通路（招集所・ウォーミングアップ場）への出入りは、3塁側I入口用階段、1塁側C・D、および3塁側H・I入口用階段のみ解放する。その他の階段は競技運営の支障をきたすため閉鎖する。

7 その他

- (1) 原則として、中継所前後の立入禁止区域には競技役員・選手以外は立ち入ることはできない。
- (2) 競技中は、監察員・走路員の指示に従い、事故防止に努めること。
- (3) 応援旗（のぼり旗等）を立てる場合は、競技者の妨害にならないように走路から2m以上離すこと。また、中継所前後100m以内には立てないこと。妨害になっていると大会本部が判断した場合は撤去する。
- (4) 各チームの監督は、監督章をつけること。
- (5) レース中に生じた事故については応急処置のみ大会本部で行うが、それ以外の責任は負わない。病院等は事務局で斡旋するが、その後の対応は各学校で行うこと。